基本目標２

子どもが健やかに育つまちづくり

【 施 策 】

政策1 子育て支援の充実
- ①子どもを安心して生み育てられる環境の充実を図る
- ②保育などのサービスの充実を図る
- ③支援が必要な子どものサポート体制の充実を図る

政策2 学校教育の充実
- ④子どもの学力・体力の向上を支援する
- ⑤いじめや不登校、暴力行為などの諸問題を解決し、楽しい学校生活を創出する
- ⑥特別な支援を要する子どもへの教育の充実を図る
- ⑦異校種間の連携と、学校・家庭・地域の連携を推進する
- ⑧快適で安全・安心な学校教育環境の充実を図る

政策3 青少年の健全育成
- ⑨地域で次世代を担う青少年を育てる
- ⑩学校・家庭・地域が連携し、子どもが健やかに育つ地域をつくる

政策4 食育の推進
- ⑪家庭や学校教育などにおける食育の充実を図る

政策1　子育て支援の充実

施策①　子どもを安心して生み育てられる環境の充実を図る

課　題

○核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに関する相談が増加しています。子育て情報の発信や相談体制を強化するなど、保護者への支援が必要です。

○各地域の子育て支援センター（前原地区「すくすく」、二丈地区「にこにこ」、志摩地区「ぽかぽか」）で行う子育て支援と、家庭や地域に出向いて行う子育て支援の充実を図ることが必要です。

○在宅子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域社会で支え合う子育ての推進が必要です。

○子育て世代の負担を軽減し、少子化に歯止めをかけることが必要です。

成果指標

項　目	基　準（平成 26 年度）	目　標（平成 32 年度）	担当課
子育て支援センター主催事業の参加者数	延べ約 20,000 人	延べ 25,000 人	子ども課
登所児童１人当たりの児童クラブ遊戯室の最低面積	1.57 ㎡	1.65 ㎡	子ども課
出産・子育て環境に満足している市民の割合（市民満足度調査）	19.9%	30.0%	子ども課

おもな取組

○各地域の子育て支援センターを拠点施設として、情報の収集と発信、保護者のニーズに応じた情報提供と個別相談に対する助言・支援、ボランティアスタッフの受け入れや育成などに取り組み、きめ細やかな子育て支援をします。

○生後２か月の赤ちゃんがいる全戸を訪問し、家事・育児に必要な知識や技術を保護者に助言する育児支援家庭訪問、校区公民館で開催する子育て支援事業や出前講座など、「出向く子育て支援」によって在宅育児のニーズを把握し、保護者の孤立防止に努めます。重点 子育て

○子育て支援関係団体のネットワークを中心に、交流会やフェスタなどを開催して連携強化を図り、身近な場所で子育てに参画できるよう事業を展開します。

○放課後児童クラブの入所者数を踏まえ、学校施設の一時使用などを含めた施設整備を図ります。重点 子育て

○病気の早期発見・早期治療を促し、保護者の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の年齢を段階的に拡大し、子育て環境を向上させます。重点 子育て

○子育て世代と民間企業をつなぐインターネットサイト「いとネット」を通じて、民間サービスを活用しながら、子育て世代の生活を応援します。重点 子育て

子育て教室

市民のみなさんとの協働

○子どもの心身ともに健やかな育成に努めます。
○各種団体や企業は、子育てを応援します。
○子どもたちやその保護者を温かな心遣いで見守ります。

政策1　子育て支援の充実

施策②　保育などのサービスの充実を図る

課　題

○保護者が働きながら、子どもを育てやすい環境を整えるための保育環境の向上が必要です。

○糸島の環境や風土などに合った糸島ならではの取組で、市民満足度を高める保育サービスが必要です。

○保育協会をはじめ、各種保育を行う社会福祉法人、医療法人、各種団体などが協働しながら、保育環境を向上させていくことが必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
幼保一元化と小規模保育の施設数	0 施設	2 施設	子ども課
病児・病後児施設の受け入れ人数	460 人	800 人	子ども課
保育などのサービスに満足している市民の割合（市民満足度調査）	13.7%	20.0%	子ども課

おもな取組

○保育所や幼稚園などへ情報の提供や認可手続きの助言を行いながら、幼保一元化や小規模保育事業への移行を推進します。

○私立保育所が行う送迎ステーションの運営や園児バスの運行などの独自のサービスや事業を支援します。重点 子育て

○子どもの疾病が回復に至らず、集団保育が困難な期間の保護者の就労を応援するため、医療機関などと連携しながら、病児保育の導入と病後児保育の拡充に取り組みます。重点 子育て

○保護者の疾病や仕事の都合で、夜間、休日に子どもの養育ができない場合に、市内外の施設で短期入所生活支援（ショートステイ）や夜間養護（トワイライトステイ）ができるように取り組みます。重点 子育て

○育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人との相互援助活動の連絡・調整を行うファミリーサポートセンターの設置を検討します。重点 子育て

病後児保育施設コアラ

市民のみなさんとの協働

○保護者は、保育所などと連携協力して、子どもたちの心身ともに健やかな育成に努めます。

○保育などを行う各種団体は、自助・共助により、団体の特長や魅力をさらに高めます。

政策1　子育て支援の充実

施策③　支援が必要な子どものサポート体制の充実を図る

課　題

○ひとり親家庭や要保護児童（※1）・要支援児童（※2）などの相談件数が増加する中で、内容が複雑かつ多岐にわたり、長期化する事例も多いため、体制を整えてきめ細やかな取組の推進が必要です。

○発達に特性がある子どもの早期発見と早期対応を推進するため、子どもの成長の見守りや保護者の支援が必要です。

○重度の心身障がい児が安心して暮らすことができるよう、市内に専門の医療機関を誘導することが必要です。

成果指標

項　目	基　準（平成 26 年度）	目　標（平成 32 年度）	担当課
出産・子育て環境に満足している市民の割合（市民満足度調査）	19.9%	30.0%	子ども課
保育などのサービスに満足している市民の割合（市民満足度調査）	13.7%	20.0%	子ども課
市内に誘導した民間の障がい医療施設の数	0 施設	1 施設	子ども課

おもな取組

○ひとり親などが仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう支援します。

○九州大学や医療機関などの関係団体と連携しながら、広場、サロン、集団療育、個別療育の充実を図り、発達に特性がある子どもの早期発見と早期対応に努めます。
重点 子育て

○専門員（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、保健師、保育士）が、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを巡回し、発達に特性がある子どもの対応方法などを職員に助言します。また、個別療育に参加している子どもについて、各施設の職員と情報を共有し、助言を行います。重点 子育て

○重度心身障がい児を支援するために、民間による診療所と福祉サービス施設の開設を促進します。

○要保護児童対策協議会や子育て支援団体のネットワークを通じて、きめ細やかな子育てを支援します。

○児童相談員の資質向上を図るため、積極的に各種研修会へ派遣します。

○ひとり親家庭や要保護・要支援児童の対応に向けて相談員の増員を検討し、保護者の不安解消や問題の早期解決に努めます。

市民のみなさんとの協働

○保護者をはじめ、地域、団体、市民の総力で、たいせつな「いとしまっ子」を育んでいきます。

【用語解説】
※1「要保護児童」・・・・保護者がいない児童または保護者に監護させることが不適当と認められる児童虐待を受けた子ども、不登校や非行、心身の障がい、性格行動に問題がある子どもなど。
※2「要支援児童」・・・・保護者の養育を支援することが特に必要と思われる児童。保護者の支援をしなければ、将来的に要保護児童になると思われる児童。

政策2　学校教育の充実

施策④　子どもの学力・体力の向上を支援する

課　題

○各種学力調査では、おおむね全国・県の平均を上回っていますが、学校間、教科などによるばらつきがあります。そのため、全校で実践内容を共有して教員の指導力を向上させるとともに、小中９年間を見通した指導の充実を図ることが必要です。

○学校外での学習習慣に個人差があることから、子どもだけでなく、家庭・地域が一緒になって学習習慣の定着に向けた取組を行うことが必要です。

○体力テストについては、おおむね全国・県の平均を上回っていますが、全国的な傾向と同様に、中学生女子の体力や運動習慣に課題があります。

○子どもは、与えられた課題に対しては懸命に取り組みますが、みずから課題を見つけて挑戦する意欲が低下しがちです。未知の学習内容や困難な課題に挑戦させる取組を強化することが必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
学力調査において、すべての教科区分で全国平均を上回った学校数	小学校　６校 中学校　２校	小学校　16 校 中学校　６校	学校教育課
放課後や夏期休業日などに、学力補充のための教室を開いた学校数	小学校　３校 中学校　１校	小学校　16 校 中学校　６校	学校教育課
体力・運動能力調査などにおいて、合計点が全国平均を上回った学校数	小学校　８校 中学校　３校	小学校　16 校 中学校　６校	学校教育課

おもな取組

○市教育センターを核として、授業改善に向けた教員研修の充実を図ります。

○全中学校区での実態分析や効果があった取組を共有するとともに、学校ネットワークを活用した教材・教具などの共有に取り組みます。

○九州大学と連携した質問教室「伊都塾」など、大学の知的資源を活用した事業を推進します。重点 九大

○各学校で全校的な体力向上の取組を進めるとともに、体育指導員やアスリートを学校に招いたり、社会体育（※1）と連携しながら、生涯体育の視点から運動の習慣化を図ります。

○家庭学習の改善や地域コミュニティでの放課後・土曜教室の充実、九州大学との連携により、学校内外での学習習慣の定着を図ります。重点 子育て 重点 九大

○小学校中学年での英語教育（外国語活動）を国の全面実施に先駆けて実施するとともに、中学校での英語検定受験に伴う受験料の一部補助を行います。重点 子育て

○郷土について学ぶ「いとしま学」を核として、子どもがみずから課題を見つけ、調査や発信に意欲的に取り組む学習を促進します。重点 子育て

市民のみなさんとの協働

○保護者は、各家庭で、児童生徒の生活習慣の確立に努めます。
○保護者は、児童生徒の発達段階に応じて、家庭学習の習慣化を行います。
○地域は、ボランティアによる土曜・放課後学習教室などに参画し、児童生徒の学力向上に貢献します。

【用語解説】

※1「社会体育」‥‥クラブチームによるスポーツなど、学校の教育課程外で行われている体育活動。

政策2　学校教育の充実

施策⑤　いじめや不登校、暴力行為などの諸問題を解決し、楽しい学校生活を創出する

課　題

○小中学校の不登校児童生徒の割合が、全国の割合を上回っており、不登校の解消に向けた対策が求められます。不登校の取組については、小学校の早期段階での解決が必要です。

○いじめについては、学校による早期発見率を高めることが課題となっています。

○問題行動については、子どもだけでなく家庭の養育を含めた総合的な支援を要する事例が増加しており、相談機関の充実や連携が必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
不登校児童生徒の割合	小学校 0.54% （H25 全国 0.36%） 中学校 3.62% （H25　全国 2.69%）	小中学校ともに 全国平均を下回る	学校教育課
いじめの認知件数に対する学校による発見率	小学校 36.9% （H25 全国 72.7%） 中学校 28.5% （H25　全国 58.1%）	小中学校ともに 全国平均を上回る	学校教育課
Q－U調査（※1）による学校生活への満足度	小学校 54.2% 中学校 58.2% （全国平均 37.0%）	小・中ともに 60.0%以上	学校教育課

おもな取組

○不登校対策については、相談機関やスクール・ソーシャル・ワーカーの配置を充実し、学校と保護者に対する相談体制や支援の強化を図るとともに、学校以外の教育機関との連携を図ります。

○学力調査やＱ－Ｕ調査で課題が発見された子どもに対する支援の充実を図ります。

○いじめについては、学校でのアンケートや保護者相談の充実を図り、教職員による早期発見を促進します。

○小中連携事業において、子どもの情報交換を密にするとともに、対応について教員による差が出ないよう推進体制の構築を図ります。

○警察や児童相談所との相談・連携を密にし、暴力や非行などに対する迅速な対応を促進します。

市民のみなさんとの協働

○保護者は、児童生徒の生活習慣（起床・就寝・食事など）の確立に向けて、家庭の生活習慣を整えるよう努めます。

○保護者は、児童生徒を教育する上で第一責任者であることを自覚し、家庭でのしつけをはじめとする教育に責任を持って取り組みます。

【用語解説】
※1「Ｑ－Ｕ調査」‥‥アンケートにより、学級生活に対する満足度（教師や友人との関係）と、学校生活に対する満足度（友人や学級との関係、学習意欲）の二面から、学校生活への適応度を測る調査。

政策2　学校教育の充実

施策⑥　特別な支援を要する子どもへの教育の充実を図る

課　題

○発達上の特性により指導上特別な配慮が必要な児童生徒に対して、すべての学校で組織的な対応を行うことが喫緊の課題です。

○特別支援教育に対する理解が広がる中で、市や学校の機関に寄せられる相談件数が大幅に増加しており、相談・支援体制のさらなる充実を図ることが必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
臨床心理士の活用学校数	小学校　14 校 中学校　 4 校	小学校　16 校 中学校　 6 校	学校教育課
校区内に居住する特別支援学校在籍の児童生徒との交流及び共同学習の実施校数	小学校　 4 校／11 校 中学校　 1 校／ 6 校	校区内に在籍児童生徒がいるすべての学校で実施	学校教育課
個別の支援計画・指導計画の作成学校数	小学校　14 校 中学校　 5 校	小学校　16 校 中学校　 6 校	学校教育課
通級指導教室の設置校数（国庫・市費による固定型・巡回型の両方）	小学校　 2 校 中学校　 1 校 ※すべて国庫	小学校　 5 校 中学校　 3 校	学校教育課

おもな取組

○特別支援学校などとの連携を促進し、特別支援教育に関する教員研修、子どもへの指導の充実を図ります。重点 子育て

○各学校で、臨床心理士学校巡回事業を活用するとともに、支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うため、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき指導にあたります。重点 子育て

○各学校で、通常学級における指導上配慮が必要な子どもへの対応の充実を図るために、巡回型通級指導教室（仮称）の設置や、特別支援学級担任が関わる組織的な対応の充実を図ります。重点 子育て

○保護者の相談体制の充実を図り、相談機関と学校との連携、中学校卒業時の進路相談を通して、支援を要する子どもの教育保障を図ります。重点 子育て

○配慮や支援が必要な子どもに対して、補助や介助、活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を促進します。重点 子育て

市民のみなさんとの協働

○保護者は、適切な機関・組織への相談を積極的に行い、早い段階から子どもの特性に対する理解に努めます。

○市民は、交流事業を通して地域在住の特別な支援を必要とする子どもやその保護者への理解を深めるよう努めます。

政策2　学校教育の充実

施策⑦　異校種間の連携と、学校・家庭・地域の連携を推進する

課　題

○保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、連携を緊密に図りながら子どもを育てるため、コミュニティ・スクール（※1）の実施を推進することが必要です。

○小学校と中学校の連携には一定の成果が認められますが、保・幼・小連携や中・高連携については、さらなる充実が求められます。

○児童生徒数の減少に伴い、クラス替えができない小規模校が増えています。小規模校では、一定人数以上の集団の中で得られる切磋琢磨（せっさたくま）する心や向上心などを確保する機会が減少しており、教育環境面での課題解消が必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
コミュニティ・スクール実施校数	小学校３校 中学校１校	小学校 16 校 中学校　６校	学校教育課
ＰＴＡや地域と連携し学習教室を開催している小学校数	－	小学校 16 校	学校教育課
保・幼・小の連携交流学校数、中・高の連携交流学校数	小学校 12 校 中学校　２校	小学校 16 校 中学校　６校	学校教育課

おもな取組

○全小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校・保護者・地域住民の協働による活動の充実を図ります。重点子育て 重点校区

○中学校区単位で、小中学校と保護者・地域が連携して進めるコミュニティ・スクールの取組を、モデル校での研究成果を生かして推進します。重点子育て 重点校区

○コミュニティ・スクールの取組の中で、ＰＴＡや地域住民などによる放課後や長期休業中の学習教室の開催を促進します。重点子育て 重点校区

○小学校と中学校の、情報交換や指導に関する連携をさらに進めます。

○保・幼・小連携、中・高連携について、児童生徒同士はもとより、教職員、保護者も含めた交流を促進します。

○教育力の向上を市民と一体となって進めるため、教育の日（11 月 1 日）の取組を充実します。

○保護者、地域住民の意見を聴きながら、適正な通学区域の見直しや学校の統合の検討を進めていきます。また、小規模校の存続が選択される場合は、その課題の緩和策を実施します。

市民のみなさんとの協働

○保護者や校区住民は、各校区のコミュニティ・スクールに積極的に参画し、学校・家庭・地域が手を携えて学校教育活動を推進します。

○市民は、教育の日の事業に参加し、市の教育力向上に向けてともに考えます。

【用語解説】

※1「コミュニティ・スクール」・・・・地域の公立学校の運営に保護者、地域住民の声を生かす仕組み。保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりして、意見を学校運営に反映させる。

政策2　学校教育の充実

施策⑧　快適で安全・安心な学校教育環境の充実を図る

課　題

○学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代の児童生徒急増期に建築されたものが多く、老朽化対策が喫緊の課題です。平成 32 年度までに改修を要する施設が全体の 46%程度を占めており、計画的に改修することが必要です。

○施設整備は、老朽化対策を含む機能改善・向上を図ることが必要です。例えば、トイレは居住環境の変化により洋式化が進む中、和式中心の学校が多く、老朽化による「汚い、臭い、暗い」などの課題があります。

○近年の夏場の高気温や大気汚染に伴い、教育・活動の場の環境向上が必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
施設改修完了校数	要改修校数５校	改修済校数２校	教育総務課
トイレ改修完了箇所数	整備済数０か所	整備済数 28 か所	教育総務課
普通教室（※1）の空調機整備教室数	―	小学校　276 教室 中学校　121 教室	教育総務課

おもな取組

○平成 28 年度に策定する公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画を策定します。 重点 子育て

○改修工事については、安全・安心なものとするだけでなく、児童生徒の健全な育成に配慮した機能的で快適な施設整備を図ります。 重点 子育て

○施設の維持・改修は、総合的なコスト縮減を目指し、長寿命化改修工事、ＰＦＩ（※2）、リースなど、将来を見据えた手法を検討し、実施します。 重点 子育て

市民のみなさんとの協働

○保護者は、各家庭で、児童生徒に学校施設をたいせつに利用する心を育むよう努めます。

○地域、保護者は、ボランティアによる施設の維持管理に協力します。

【用語解説】
※1「普通教室」・・・・通常の授業を受けるための教室で、学級ごとに割り当てられる教室。
※2「P　F　I」・・・・Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

政策3　青少年の健全育成

施策⑨　地域で次世代を担う青少年を育てる

課　題

○子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図るうえで重要な体験活動などの機会が減少しています。

○子どもが外遊びやスポーツなど、体を動かす機会が減少しています。

○子どもたちを健全に育成する指導者やボランティアが不足しています。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
ドリームトレイサー講座（※1）参加者数	160 人	352 人	生涯学習課
移動天文台事業における指導ボランティア数	34 人	60 人	生涯学習課
スポーツ少年団指導者有資格者数	109 人	130 人	生涯学習課

おもな取組

○地域における子ども会活動のリーダーを育成するため、子ども会育成会と連携し中学生を対象としたジュニア・リーダー研修会を実施します。

○さまざまな体験活動を通して「生きる力」を育むことを目的とした、小学生野外体験活動を実施します。

○子どもたちが空や宇宙に夢を創造させる機会を設けることを目的に、移動天文台を活用した星空観望会を開催します。

○スポーツ少年団や子ども会など、地域における青少年健全育成団体の活動を支援します。

○青少年の文化活動やスポーツ活動を奨励し、これらの活動を行う団体・個人を支援します。

○各取組において活躍する指導者、ボランティアの発掘と育成を行います。

市民のみなさんとの協働

○地域のボランティアの指導により、子どもたちの豊かな心と体を育てます。
○スポーツ少年団や子ども会は、スポーツやさまざまな体験活動を通して次世代を担うリーダーを育てます。
○地域行事などにおいて、子どもがみずからリーダーとしての自覚と責任が持てる機会をつくります。

【用語解説】

※1「ドリームトレイサー講座」‥‥自然活動体験を中心とした青少年育成講座。

政策3　青少年の健全育成

施策⑩　学校・家庭・地域が連携し、子どもが健やかに育つ地域をつくる

課　題

○核家族化や子どもの減少で、同年代や年代の異なる仲間、地域の大人と交流する機会が少なく、子どもがコミュニケーション能力を向上させる機会が減少しています。

○学校、家庭、地域の役割を明確にし、それぞれが責任を果たしながら、連携して地域社会全体で青少年を健全育成するための取組が必要です。

○子どもたちが地域で安心して活動できる環境の整備が必要です。

○青少年が、インターネット、スマホ（スマートフォン）を、安心して適切に利用できる環境の整備が必要です。また、社会問題として、地域の大人への周知が必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
地域全体で 青少年健全育成に取り組んでいると実感している市民の割合（市民満足度調査）	19.8%	25.0%	生涯学習課
地域での青パトや夜間巡回などへ参加した市民の割合（市民満足度調査）	25.9%	35.0%	生涯学習課 危機管理課
青パト実施者証所有者数	1,074 人	1,200 人	生涯学習課 危機管理課

おもな取組

○青少年育成校区民会議の取組を支援し、地域の教育力を高めます。

○広報いとしまや公民館だより、市ホームページをとおして、市民へ青少年健全育成の取組の周知を図り、地域が一体となった取組を推進します。

○コミュニティ・スクール推進事業と連携して、各学校の現状・課題を学校と地域が共通認識できるよう進め、その改善に向けて取り組みます。

○青少年育成指導員などによる青色防犯パトロールや夜間巡回などにより、犯罪被害の防止や非行防止に努めます。

○子どもや保護者に対し、インターネット、スマホ（スマートフォン）や携帯電話など、ＳＮＳ(※1)利用に伴う危険性などに関する啓発を行います。

○公民館講座である学校外活動促進事業を各公民館で行い、子どもたちが安心して活動できる放課後などの居場所づくりに努めます。重点 **子育て**

市民のみなさんとの協働

○青少年の健全育成に重要な役割を果たす場は家庭であり、親の育児力や教育力の向上に努めます。
○家庭における子育てや教育を支えることのできる地域コミュニティづくりに努めます。
○地域が積極的に青少年の健全育成に関わります。
○地域行事へ子どもたちが積極的に参加するよう努めます。
○地域が一体となって、子どもたちが安心して遊べる地域をつくります。
○インターネット、スマホ（スマートフォン）など情報機器の取扱いに関し、家庭の中で話し合い、適切な利用の方法を考えます。

【用語解説】
※1「SNS」・・・・ソーシャル・ネットワーキング・サービス：インターネット上の交流をとおして社会的なネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス（フェイスブック、ラインなど）のこと。

政策４　食育の推進

施策⑪　家庭や学校教育などにおける食育の充実を図る

課　題

○朝食の摂取率は全国平均並みですが、子どもの健やかな成長のためには、さらに摂取率を高めることが必要です。

○学校での食育は一定の効果が見られるものの、家庭への広がりにつなげるため、各家庭での食に関する関心を高め、実践するよう促すことが必要です。

○学校給食・家庭における地場産食材の活用を継続的に進めていくことが必要です。

○成長期の子どもの健全な発達のためには、適切な食習慣の確立が大変重要であり、家庭での食生活・栄養に関する正しい知識の浸透と実践を推進していくことが必要です。

成果指標

項　目	基　準 （平成 26 年度）	目　標 （平成 32 年度）	担当課
朝食摂取率	小学校６年　96.1% 中学校３年　93.9%	小学校６年　100% 中学校３年　100%	学校教育課
学校給食における地場産食材（野菜・果物）使用割合	39.2%	44.0%	学校教育課
生産者などとの給食交流会を実施する学校数	小学校　16 校 中学校　３校	小学校　16 校 中学校　６校	学校教育課
地産地消を意識し購入している市民の割合（市民満足度調査）	69.5%	72.0%	農業振興課

おもな取組

○小学校就学前の児童や保護者に対し、「早寝・早起き・朝ご飯」による基本的生活習慣を整える取組を実施します。

○朝食の摂取率の向上を図るために、家庭・学校・地域との連携を深める取組を実施します。

○学校給食における地場産食材の使用割合向上のため、輸送を含めた生産者との調整を図ります。 重点 子育て

○食育推進計画に基づき、発達段階に応じた食育を指導するとともに、保護者や地域と連携して、弁当の日や給食交流会の取組の充実を図ります。

○乳幼児の健全な発育を支援するため、離乳の初期と中後期における離乳食教室を開催します。

○広報いとしま、市ホームページ、イベントなどで糸島産農林水産物のＰＲに努め、市民の地産地消の意識を高めます。

糸島野菜

市民のみなさんとの協働

○保護者は、各家庭で児童生徒の生活習慣（起床・就寝・食事など）の確立に取り組むとともに、家族で一緒に食事を摂ることで、家庭での食育に努めます。

○糸島市内で生産された農林水産物を積極的に購入するとともに、糸島産品の魅力を市外住民にも伝えます。

まちづくりの基本目標

【 政 策 】

- **目標1** みんなが健康で元気なまちづくり
  - 保健・医療の充実
  - 高齢者福祉の推進
  - 障がい者福祉の推進
  - 社会福祉の推進
- **目標2** 子どもが健やかに育つまちづくり
  - 子育て支援の充実
  - 学校教育の充実
  - 青少年の健全育成
  - 食育の推進
- **目標3** 海、山、川をたいせつにしたまちづくり
  - 自然環境の保全育成
  - 循環型社会の確立
- **目標4** 快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり
  - 都市機能の充実
  - 情報通信基盤の整備
  - 交通環境の整備充実
  - 治山・治水
  - 上下水道などの整備
  - 防災・防犯体制の確立
- **目標5** みんなの力で進める協働のまちづくり
  - 協働のまちづくりの推進
  - 生涯学習機会の充実
  - 人権・同和教育の推進
  - 男女共同参画の推進
  - 文化・芸術の創造
  - 九州大学との交流の推進
- **目標6** 経営感覚を持った持続可能なまちづくり
  - 行財政改革の推進
- **目標7** 地域資源を生かした産業創出のまちづくり
  - 農林水産業の振興
  - 商工業の振興
  - 観光の推進
  - 企業の誘致と新産業の創出